

君津市男女共同参画推進懇話会会議録

1. 開催日 令和3年11月12日(金)
2. 時間 午前9時30分から午前10時10分
3. 開催場所 君津市役所 9階議会全員協議会室
4. 議題 新たな君津市男女共同参画計画の骨子(案)について
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席委員 15名
須永 和良 齋藤 裕美子 能城 雪子 石井 和子
小間 泰啓 関口 牧江 鈴木 恵子 梶尾 清江
齊藤 敦 武田 富士子 古関 正博 小川 杏奈
石川 昭一 井上 美代子 壁屋 元生
7. 出席職員 5名
市民環境部長 茂田 達也
市民活動支援課長 丸 博幸
市民活動支援課副課長 安部 あや子
市民活動支援係長 竹森 幸恵
市民活動支援係主任主事 木原 沙都美
8. 傍聴者 なし

開会(午前9時30分)

事務局 開会にあたりまして、石井市長より挨拶を申し上げます。

— 市長挨拶 —

事務局 ありがとうございます。

本日は、年度も変わりました、初会議となり、委員の交代もありましたので、自己紹介をお願いいたします。お手元に配布してございます席次表によりまして須永会長から、自己紹介をお願いいたします。

須永会長 — 会長挨拶 —

委員 — 委員挨拶 —
事務局 ありがとうございます。
なお、齊藤好雄委員、澤田委員、石川あけみ委員、小熊委員、白井委員、早川委員、小川美智子委員は所用により、本日、欠席となっておりますので、ご報告いたします。
事務局職員の紹介につきましては、時間の都合もごございますので、お手元の席次表により代えさせていただきます。
ここで、石井市長については、公務のため退席いたしますので、ご了承くださいませようお願いします。
— 市長退席 —
事務局 それでは、議事に先立ちまして、須永会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
須永会長 — 会長挨拶 —
事務局 ありがとうございます。
それでは、懇話会設置要綱第6条第1項により、進行を須永会長よろしく願ひいたします。
須永会長 それでは、議事に入ります。これより、令和3年度第3回君津市男女共同参画推進懇話会を開会します。本会議は、君津市審議会等の会議の公表に関する規則に基づき公開されておりますが、本日の傍聴はありません。
また、本会議の会議録は、後日、市のホームページで公開されますので、ご了承くださいませ。
議題「新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について」事務局からの説明を求めます。
事務局 それでは、新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について、事務局よりご説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。
事前にお届けした資料、A3カラー刷りの骨子（案）【概要】をご覧ください。
新たな男女共同参画計画は、第1章から第4章で構成しています。
まず、第1章 計画の策定にあたってについてです。
1 男女共同参画を取り巻く社会的背景ですが、近年、様々な法整備が進み、環境が整いつつありますが、未だに多くの課題が残っており、新型コロナウイルスに伴う新たな課題も生じております。これらの課題を踏まえた、男女共同参画の在り方を検討する必要があります。
続いて、2 計画策定の趣旨ですが、令和3年度に本市の最上位計画となる総合計画を策定すること、国・県が5次計画を策定したことを踏ま

え、男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するため、新たな男女共同参画計画を策定しようとするものです。

続いて、3計画の概要ですが、計画の位置づけとしまして、本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画であり、国・県の「第5次計画」、並びに本市総合計画等との整合性を図ります。また、いわゆる女性活躍推進法やDV防止法に基づく「計画」を含むものとしています。

続いて、計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間といたします。また、本計画はSDGsに掲げられたすべてのゴール達成に寄与するものいたします。

続いて、第2章 計画の基本的な考え方についてです。

1計画の名称ですが、「(仮称)自分らしく生きられるまち～きみつプラン～」としています。名称につきましては、皆さまからご意見をいただき決定をしていきたいと考えております。

次に、2基本理念ですが、「(仮称)市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して」としています。こちらは、市のまちづくりの長期的な指針を示す次期「総合計画」と整合させていきます。

3基本目標ですが、新たに定める基本理念の実現に向けて、「多様性を認め合うまちづくり」など3つの目標を考えております。

つぎに、4計画の体系ですが、3つの基本目標、そして基本目標をより具体的な9つの重点目標に落とし込み、それを実現するため、取り組んでいく施策としております。

なお、基本目標2に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置づけるとともに、基本目標3の重点目標6「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」の取組については「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けております。

また、具体的な施策については、君津らしさを反映させようと思っている部分で、現在実施しております、市民・市内事業所・中学生アンケートの結果から君津市における課題を分析し、施策に反映させていこうと考えております。

次に、第3章施策の展開でございますが、重点目標の具体的な施策の方向性を記載しております。主なものとして、重点目標(1)男女共同参画社会実現に向けた意識づくりでは、方向性として、人権を尊重した意識づくりを継続して行うとともに、新たにLGBTへの理解促進を加え、差別や偏見の解消などに向けて取り組みを行います。

重点目標(3)女性活躍社会の実現に向けた基盤づくりについてです。

女性は人口の 51.7%を占めておりますが、政策・方針決定過程における割合は、ほとんどの分野において 30%未満となっております。

方向性としましては、こうした現状を踏まえ、女性の登用・参画を推進するとともに、キャリア形成等能力発揮支援に努め、人材の育成と活躍の推進を図ります。

次に、重点目標（6）あらゆる暴力を根絶する社会づくりでは、方向性として、さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援の体制の充実を図ります。

最後に、第 4 章計画の推進にあたってになります。

1 計画の推進体制ですが、（1）庁内連携体制の充実については、計画の推進にあたり、庁内関係部署との連携により、推進体制の充実を図ります。

次に、2 計画の進捗管理ですが、毎年度、それぞれの事業担当課が自己評価を行い、その結果を懇話会に報告いたします。そこでの進捗状況の確認、評価結果をもとにして、必要に応じて事業の改善を図りながら、よりよい事業の推進に努めてまいります。

以上で、事務局の説明を終わります。

須永会長

事務局の説明が終わりました。

ご質問などがありましたらお願いいたします。

鈴木委員

男女共同参画社会基本法とか、法的な言葉を色々以前から耳にするんですけども、私自身の中では、女性活躍推進法っていうのもあったんだという認識しかなかったんですが、君津市内の中で女性が 101 人以上 300 人以下の事業主の中で、女性がどのくらいの割合で職場にいるのかなっていうのがちょっと疑問だったんですが、その辺はどのくらい把握しているのかなと思ひまして。結構この計画の中に、新しく計画を策定するにあたっては、この法律を元に、っていうひとつ柱が立っているんで、その辺をちょっと教えていただきたいなあって思っています。

事務局

今、ご質問のありました、女性活躍推進法の方で、事業主にかせられているところが、これが、今現在は 300 人以上を雇用している事業所が対象となっていますけど、来年 4 月 1 日からは、101 人以上の事業所が対象になるもので、一般事業主行動計画という計画を作りなさいというふうに国から言われております。これを作ることによって、従業員の方、特に女性の従業員の方の働く環境の改善とか、意識の改革、そういったところを進めていきたいと思いますということで、この事業計画を作りましょうということになっております。私どもの方で、現在どれくらいの方が働い

ているかっていうところの数値は把握しておりませんが、今、議論していただいている、この男女の計画を作るにあたって、市内の事業所 500 か所にアンケート調査をやっておりますので、そこで今の現状であるとか、課題、そういったところを、アンケート調査してますので、それを分析することによって、そういったところを洗い出して、計画の方に反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

須永会長
事務局
須永会長
壁屋委員

従業員 101 人以上は何社かっていうのは大体わかりますか。

後ほどまたご回答させていただきます。

わかったら教えてください。

私も骨子を眺めさせてもらいまして、美味しい文言がいっぱい並んだ計画であるんですけども、実際に実行ベースに移した時に、どれくらいの達成率を見込んでるんでしょうか。それが、ちょっと心配になります。と言いますのも、私、先程子どもたちの問題を取り上げて、最近の小学生から高校生を含めた若年者の世の中に対する絶望感っていうんですかね、そういったものがネックになって学校に行かない、引きこもりになる、それから一番きついのは、小学生が自殺という手段を選ぶというふうな時代になってきております。この世の中を美味しい文言で飾るんじゃなくて、その辺をほじくって行って、何が原因なんですかと。教育委員会もそういうのは、わからないんですね。だから、みんなで力を出し合って、ひとつの線を見出していくべきじゃないかなというふうに私は思います。この席上には、特にそういう意味で知見者が多い、それから多分野に亘る知識者がいらっしゃいますので、そういったのを活用して、具体的な案を盛り込んでいくべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

事務局

美辞麗句を並べた計画というものはいけないというような、ご意見だったと認識させていただきました。その点につきましては、皆様方からご意見をいただく中であるとか、今、市民や事業者に対してと、それと中学 2 年生に対しても、アンケート調査をやっておりますので、そういったところから、課題を浮き彫りにしまして、実行性のある計画にしていきたいというふうに考えております。

もう 1 点、自殺の問題に関しましては、児童、学生とかですね、そういったところの問題も出てきております。この男女の計画の関連というところであると、現在コロナ禍における女性の自殺者数が 1,000 人近く増えていると、というような状況も報道とかでされておりますので、そういった点についてもですね、全体的な自殺もそうですけど、女性に限った自殺という点でも、計画に対処策を盛り込んでいければというふうに

考えております。よろしくお願いいたします。

壁屋委員
事務局

よろしくお願いいたします。

今回出させていただいているのが、骨子というものになります。この後、骨子っていうのは、書籍で言えば、目次のようなところになるんですけど、今回は、その目次プラス内容を少し盛り込んでいるところもあります。この後、さまざまなご意見いただいた中で、これを計画とするために一旦、たたき台というものを作らせていただきまして、それを皆さんからまた意見いただいて、修正を加えた上で、最終的な素案として整理していきます。その素案について、パブリックコメントを行って、最終的に完成させるというような手順で進んでいく予定でおります。

数値目標に関しましては、今回はお示ししておりませんが、たたき台の段階から、お示しする予定でおりますので、またその時にご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

須永会長

A3の男女共同参画計画骨子(案)【概要】の4計画の体系の中の基本目標3の中の6あらゆる暴力を根絶する社会づくりというところで、赤字でDV防止市町村基本計画とありますが、今回の全体の計画の中で、特に直接的に人の命に関わってくるところ、ここが重要になってくると思うんです。その6番の横にDVや児童虐待等のあらゆる暴力の根絶とあるのですが、ここにはかなり具体的などころまで入れることができ、例えばある程度、その気になれば義務を課するような、市町村独自の厳しい要件を設けるようなことも、ここの中に入れることが可能ということではよろしいでしょうか。出来るか出来ないかという部分で教えてください。

事務局

こちらの計画がDV防止法であるとか、そういうところを見据えてやっているところもありますので、中々独自に義務化するところというのは難しいところがあると思います。ただ、どういったところを防止するであるとか抑制していくとか、こういった点について整備して、DV防止に取り組んでいくとか、そういった施策を盛り込んでいくところは考えておりますので、皆さんからいただいた意見の中で、また調整をさせていただければと思います。

須永会長

努力義務までは入れられると、強制までいけないけど、というところですね、わかりました。

石井委員

計画の体系とかを見ていまして、やっぱり男女共同参画社会っていうと、働きざかりの人たちが中心というふうな気持ちが沸き起こってしまうんですが、これ見ますと、子どもたちの教育・養育のところから、社会の中心になる方々、そして安心して暮らせるまちづくりのところなんか

は、そういうところから1歩引いた方々も生涯に亘って、安心して暮らせるようにという、この全部が入っているなっているというので、色んな課題は皆さんのお考えからあるにはしても、すごく良い流れだなと思うんです。そこで1点だけ、ちょっとこの言葉はどうなんだろうと思ったのが、計画の体系のところの、基本目標3安心して暮らせるまちづくりのところ、8生涯を通じた健康支援の一人ひとりに応じた健康支援の推進の後、女性のライフステージに合わせた健康支援って書いてあるんですが、このライフステージっていうのは女性に限らず、必要なものなのかなってちょっと思いまして、全体的には男女が同じように力を合わせてやっていこうということであれば、ここ女性ではなくて、それぞれの年代のというふうに考えた方が、考えやすいかなというふうに思いました。浅い考えだと思うんですけども、もし宜しければご検討ください。

事務局 今回、生涯を通じた健康支援というところで、女性のライフステージというところを書かせていただいております。ここにつきましては、現在もまだ不十分ではないかというところで、女性に関しては、思春期であるとか、妊娠、出産期、更年期とかですね。男性と比べると、違った面の健康課題というところがございますので、今回は明記させていただいております。今回、男女共同参画というところで、男女の分け隔てなくというところの趣旨で書いているところがございますので、今いただいたご意見を参考にですね、また、修正、検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

古関委員 中学生に対するアンケートを行うということなんですけれども、このアンケートは計画の中でどういうふうに位置づけられるのか。また、反映されるのでしょうか。

事務局 現在、中学生のアンケートを実施させていただいてるところですけど、このアンケート結果を分析することによって、今抱えている課題が明確になってくるものと思っておりますので、その課題に対して、どういった対応していけばいいのかというところを、計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

齊藤委員 第1章の中の計画とSDGsに関してなんですけど、SDGsに関しましては、確かに持続可能な開発目標ということで、17の世界的目標、それから、169の達成基準というふうになっています。その後、その下がですね、指標からいうと232とかなり細かい部分が規定されているんですが、ここに関していうと、SDGsに掲げられた全てのゴールに寄与するというふうに入っております。計画自体をSDGsに括り付けるのかどうか。ということになると、かなり難しいのかなというふうに感

じるんですが、それに対してはどうでしょうか。お願いいたします。

事務局

確かにSDGs全てに寄与するというと、かなり壮大なところになるかなというふうに、私もお意見を伺った中で感じております。今現在、SDGsに関係の深いゴールというところでは、5点ございます。申し上げますと、17のゴールうちの3番目になるんですけど、全ての人に健康と福祉をとというもの。それと、4番目に質の高い教育をみんなに。5番目がジェンダー平等。まさしく、この男女平等参画の部分を実現しようというところ。それと8番目の、働きがいも経済成長もというところ。最後10番目として、人や国の不平等を無くそうというところ。今、ご説明させていただいた、5点がかなり深い関わりがございますので、この辺を重点的に紐づけていきたいと考えております。

齊藤委員

今、現在の考えであるゴール地点はこうだということはお話を伺いましたが、骨子の中に、全てのゴール達成ってかなり厳しいというふうに思ってますので、この文言についてはもう少し考える余地があるというふうに思いますので、ちょっと全てって厳しいなというふうに考えます。その辺のところを、また、ご検討いただければと思います。

事務局

先ほどちょっとご説明が足りなかったんですが、全てのゴールというところはですね、ご意見を参考とさせていただいて、見直しをしたいと考えております。

須永会長

他にご意見ございますか。

事務局

先ほど、101人以上の企業の数というところで、今、調べてきた結果、39社あるという状況になります。

須永会長

先ほども意見があったように、これが、骨子の案ということで目次みたいなものだという説明がありました。この後、たたき台というのが示されて、その後、素案というものが示されて、まだ意見を言う機会、それから、より具体的なところになってきますので、そうなると、もっと意見も出やすいかなと思います。事務局の方には、ぜひ皆さんの意見を聞いていただいて、柔軟に対応していただければなと思います。

他にご意見ございませんか。

では、以上をもちまして、令和3年度第3回君津市男女共同参画推進懇話会を閉会します。皆さま、お疲れ様でございました。

閉会(午前10時10分)